

戦争や平和を考える機会に

第2次大戦中、戦場の兵士が家族や友人に宛てた手紙をパネル展示する、資料展「幡多と戦争―戦地から土佐への手紙、開拓団、特攻―」を開催します。

幡多出身兵士の手紙を集めている市民団体「ミモザ幡多」や黒潮町遺族会が、「幡多の人たちが体験した戦争を、地域に残る資料から考える機会にしよう」と、昨年の四万十市での開催に引き続き準備を進めてきました。

代表の市川睦子さんは「戦った兵士と家族の現実や足跡を今留めておかないと、兵士たちは手紙もろとも本当に死んでしまう。資料として留めることで戦争の悲惨さとその人たちの家族愛を残している」と呼び掛けています。

◆期間 8月28日(水)～9月6日(金)

※木曜日休館

◆場所 大方あかつき館

○お問い合わせ

黒潮町教育委員会生涯学習係

☎55-3190(直通)

NPOあかつき

☎43-2110(直通)

「おはなし玉手箱」ボランティア募集



「おはなし玉手箱」では、紙芝居の作製・公演のボランティアを募集しています。

毎月第2金曜日の午後2時～4時に定例会を開催し、みんなで紙芝居の構想を考えたり、子どもやお年寄りに大型紙芝居の公演を行ったりしています。これまで11作品を作製し、町内各施設で披露してきました。

興味のある方は、ぜひ左記までご連絡ください。公演の依頼も随時受け付けています。

○お問い合わせ

教育委員会生涯学習係

☎55-3190(直通)

児童扶養手当をご存知ですか？

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

◆支給要件

次の①～⑧のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日(法令で定める障がいのある場合は20歳)までの児童について、父、または母、または養育者が、その児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 母または父が死亡した児童
- ③ 母または父が重度障がいの状態にある児童
- ④ 母または父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 母または父に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 母または父が裁判所からDV(配偶者からの暴力)保護命令をうけた児童
- ⑦ 母または父が1年以上拘禁されている児童

⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

⑨ 上記以外で父母が明らかでない児童

◆手当額(月額)

※平成25年10月改定予定

- 児童1人の場合
 - 全部支給 4万1140円
 - 一部支給 9万710円
- 児童2人以上の加算額
 - 2人目 5000円
 - 3人目以降1人につき 3000円

◆申請時期

随時

◆手続きに必要なもの

- 印鑑(認め印)
 - 住民票謄本
 - 戸籍謄本
- お申し込み・お問い合わせ
本庁健康福祉課福祉係

☎43-2116(直通)

佐賀支所地域住民課

総合窓口第2係

☎55-3112(直通)

8月は児童扶養手当の

現況届提出月です！